

平成21年（行コ）第4号 海外視察違法公金支出金返還請求控訴事件

第1審原告 仙台市民オンブズマン

第1審被告 仙台市長 梅原克彦

第1審被告補助参加人 池田友信 外8名

準 備 書 面

平成21年7月10日

仙台高等裁判所 第1民事部 御中

控訴人（第1審原告）代理人 弁護士 松 澤 陽 明

同 坂 野 智 憲

同 十 河 弘
外

第1 税金を投入してまで行う旅行ではない

この点については、平成21年2月16日提出の控訴理由書で詳細に指摘したとおりである。加えて、山下章子証人尋問によって以下の点も明らかとなっている。

すなわち、視察目的を達成するための周到な準備がなく、そのために視察の予定が途中でどんどん変わっている。例えば、9月末ころには10月24日出発、同月31日帰国という日程が決まったものの（同人の調書15頁）、10月上旬ころには、予定になかったカステロガンドルフォ市役所訪問が決まっている（同人の調書20頁）。そのために予定していた10月26日ジェノバ泊をやめて同日午前ジェノバを発つように変更している（同人の調書19頁以下）。つまり、カステロガンドルフォ市役所訪問は始めは行程に組み込まれておらず、必要性は高くなかったのである。

第2 新たに明らかになった違法支出

平成21年2月16日提出の控訴理由書で詳細に述べたとおり、第1審原告は、本件旅行全部が違法であると考えている。そして、山下章子の尋問の結果、少なくとも以下の点が違法支出であったことが明らかになったと考える。

- 1 10月27日のガイド料、Bクラスの通訳料

10月27日の午前はサッカー協会の訪問であり、午後は自由視察（大統領官邸、クイリナーレ宮、サンタンジェロ城など）であった（争いなし）。そして、同日のガイド料及び通訳料は、山下章子の尋問の結果、以下の内容であったことが明らかになった。

ガイド料 9万4000円・・・自由視察に使った。

A通訳料 9万7000円・・・サッカー協会に使った。

B通訳料 6万0000円・・・自由視察に使った。

つまり、丙B8の2によれば、「観光ガイド」とは各観光地、施設等を案内する案内人である。そのため、観光ガイドはサッカー協会の訪問時には同席せず、外で待っていた（山下章子の調書13頁）。つまり、ガイドが必要なのは、午後の自由視察のためだけで、10月27日にサッカー協会に行くだけなら、観光ガイドは必要ないのである。そして、午後の自由視察については、「各自の休息と議員相互間の視察成果の自由な意見交換に充て、大統領官邸、クイリナーレ宮、サンタンジェロ城などを訪問した」（同人の調書12頁、平成20年2月21日付補助参加人準備書面4頁、地裁判決31頁、32頁）。とされていて、視察目的2（歴史的国際交流、交流窓口調査、サッカー参加・足型とり要請ほか）との関連性が明確でない（地裁判決42頁）と指摘されている。このことを視察議員も自覚しているので、同日の自由視察については報告書に全く記載していないのである（同人の調書12頁、丙B1）。

以上より、視察目的と関連性が乏しい10月27日午後の自由視察に高額なガイド・通訳を使うのは明らかに違法である。

2 10月28日のガイド料、Bクラスの通訳料

10月28日は、サンピエトロ大聖堂、バチカン美術館、ローマ市内、ボルゲーゼ公園、ボルゲーゼ美術館などを視察している（争いなし）。そして、同日のガイド料及び通訳料は、以下の内容であったことが明らかである。

ガイド料 7万8000円

B通訳料 12万0000円

同日の視察については、視察目的2（歴史的国際交流、交流窓口調査、サッカー参加・足型とり要請ほか）との関連性が明確でないと原審で指摘されているところである（地裁判決42頁）。視察目的と関連性が乏しい自由視察に高額なガイド・通訳を使うのは明らかに違法である。

第3 サッカー協会との日程がずれる可能性があつて30日を空けておいたとの言い分は信用できない

1 サッカー協会訪問によって本気で実現するつもりなし

山下章子の証言によれば、全行程を10月24日出発、31日帰国と決めたのは9月末ことだという（同人の調書15頁）。そして、そのころ、サッカー協会とのアポイントを取るよう依頼したという。他方で、本件視察の最重要目的はサッカー協会訪問だという。しかし、そもそも、サッカー協会との面談を最優先するなら、1か月以上前からアポイントを取ろうと努力してしかるべきである。実際には、9月末に初めて依頼をしていて、これでは断られる危険は予想されたと言わざるを得ない。

また、足型取りやユースサッカーへの招致を実現する意思も能力もなかったことは、平成21年2月16日提出の控訴理由書12頁以下で述べたとおりである。

サッカー協会を訪問して足型取りやユースサッカーへの招致を成功させるという本気が全く感じられない。

2 10月30日午前を空けていたとは信じられない

山下章子証人は10月30日の午前の日程を空けていたと主張する。しかし、以下の事情から、到底信用できない。

まず、10月27日は全日、30日は午前中という希望を当局に伝えていたにもかかわらず（山下章子の調書15頁）、議長の依頼文（丙B9の1及び2）は「27日午後希望」となっていて、30日午前中を希望していない。また、丙B10の報告書でも、日程に余裕を持った方がよいとアドバイスをしたと記載しながら、30日午前という記載はない。これらの点は非常に不自然である。

また、最初、30日はミラノ経由で帰国することを予定していたが、10月中頃か20日ころ（人数が4名に固まるころ）にロンドン（ヒースロー空港）経由に変更されている。その際にローマ・ロンドン便の飛行機時刻は決まっている。そうだとすると山下章子証言によっても、ローマ発の時刻は30日午前中であり、出国手続に要する時間（出発の約1時間半前には空港に到着しておくべきことが常識）を考慮すれば、30日午前中に公式訪問を予定する時間的余裕はない。30日午前中を空けておいたなどという弁解は全く信用できない。

以上